別　紙

第２期高崎市中心市街地活性化基本計画　新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変　更　後	変　更　前
目次	目次
基本計画の名称　1	基本計画の名称　1
策定主体　1	策定主体　1
計画期間　1	計画期間　1
１　中心市街地の活性化に関する基本的な方針　1	１　中心市街地の活性化に関する基本的な方針　1
［１］高崎市の概要　1	［１］高崎市の概要　1
［２］中心市街地の概況　2	［２］中心市街地の概況　2
（１）中心市街地の概要　2	（１）中心市街地の概要　2
（２）活発な文化活動と公共公益施設の集積　2	（２）活発な文化活動と公共公益施設の集積　2
（３）居住人口の増加　2	（３）居住人口の増加　2
（４）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討　3	（４）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討　3
（５）地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析　7	（５）地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析　7
（６）市民ニーズの把握　32	（６）市民ニーズの把握　32
［３］中心市街地の特性分析　42	［３］中心市街地の特性分析　42
［４］上位計画における中心市街地活性化の位置付け　44	［４］上位計画における中心市街地活性化の位置付け　44
［５］第１期基本計画の進捗状況と事業効果の検証　45	［５］第１期基本計画の進捗状況と事業効果の検証　45
（１）進捗状況　45	（１）進捗状況　45
（２）事業効果の検証　49	（２）事業効果の検証　49
（３）中心市街地の今後の課題　51	（３）中心市街地の今後の課題　51
［６］中心市街地活性化の基本方針　53	［６］中心市街地活性化の基本方針　53
（１）中心市街地活性化の戦略方針　53	（１）中心市街地活性化の戦略方針　53
（２）中心市街地活性化の基本方針　57	（２）中心市街地活性化の基本方針　57
２　中心市街地の位置及び区域　58	２　中心市街地の位置及び区域　58
［１］位置　58	［１］位置　58
［２］区域　59	［２］区域　59
［３］中心市街地要件に適合していることの説明　60	［３］中心市街地要件に適合していることの説明　60
３　中心市街地活性化の目標　65	３　中心市街地活性化の目標　65
［１］中心市街地活性化の基本理念・目標　65	［１］中心市街地活性化の基本理念・目標　65
［２］評価指標と数値目標の設定　67	［２］評価指標と数値目標の設定　67
（１）「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標　68	（１）「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標　68
（２）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標　75	（２）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標　75
（３）「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標　83	（３）「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標　83
（４）数値目標のまとめ　87	（４）数値目標のまとめ　87
４　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項　88	４　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項　88
［１］市街地の整備改善の必要性　88	［１］市街地の整備改善の必要性　88
［２］具体的事業の内容　89	［２］具体的事業の内容　89
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　89	（１）法に定める特別の措置に関連する事業　89
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　89	（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　89
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　92	（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　92
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　92	（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　92
（４）国の支援措置のないその他の事業　93	（４）国の支援措置のないその他の事業　93

5　都市福利施設を整備する事業に関する事項　95
［１］都市福利施設の整備の必要性　95
［２］具体的事業の内容　96
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　96
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　96
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　97
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　97
（４）国の支援措置のないその他の事業　97
6　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項　98
［１］街なか居住の推進の必要性　98
［２］具体的事業の内容　99
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　99
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　99
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　99
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　100
（４）国の支援措置のないその他の事業　100
7　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項　101
［１］経済活力の向上の必要性　101
［２］具体的事業の内容　102
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　102
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　102
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　111
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　111
（４）国の支援措置のないその他の事業　111
8　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項　116
［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性　116
［２］具体的事業の内容　117
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　117
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　117
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　117
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　117
（４）国の支援措置のないその他の事業　118
9　４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項　120
（１）市町村の推進体制の整備等　120
（２）市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容　121
（３）第２期基本計画素案の市民への広報等　121
（４）フォローアップ体制　121
（５）中心市街地活性化協議会に関する事項　122
（６）基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進　126
１０　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　128
（１）都市機能の集積の促進の考え方　128
（２）都市計画手法の活用　128
（３）都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等　130
（４）都市機能の集積のための事業等　132

5　都市福利施設を整備する事業に関する事項　95
［１］都市福利施設の整備の必要性　95
［２］具体的事業の内容　96
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　96
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　96
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　97
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　97
（４）国の支援措置のないその他の事業　97
6　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項　98
［１］街なか居住の推進の必要性　98
［２］具体的事業の内容　99
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　99
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　99
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　99
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　100
（４）国の支援措置のないその他の事業　100
7　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項　101
［１］経済活力の向上の必要性　101
［２］具体的事業の内容　102
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　102
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　102
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　107
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　107
（４）国の支援措置のないその他の事業　108
8　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項　114
［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性　114
［２］具体的事業の内容　115
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　115
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　115
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　115
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　115
（４）国の支援措置のないその他の事業　116
9　４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項　118
（１）市町村の推進体制の整備等　118
（２）市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容　119
（３）第２期基本計画素案の市民への広報等　119
（４）フォローアップ体制　119
（５）中心市街地活性化協議会に関する事項　120
（６）基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進　124
１０　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　126
（１）都市機能の集積の促進の考え方　126
（２）都市計画手法の活用　126
（３）都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等　128
（４）都市機能の集積のための事業等　130

１１　その他中心市街地の活性化のために必要な事項　133
（１）基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項　133
（２）関連計画等との調和　133
１２　認定基準に適合していることの説明　135

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針　略

２．中心市街地の位置及び区域

［１］略

［２］区域

中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。

高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。

第 2 期期本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第 2 期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第 1 期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第 1 期基本計画と変わらず、約 175ha とします。

■中心市街地と事業の位置

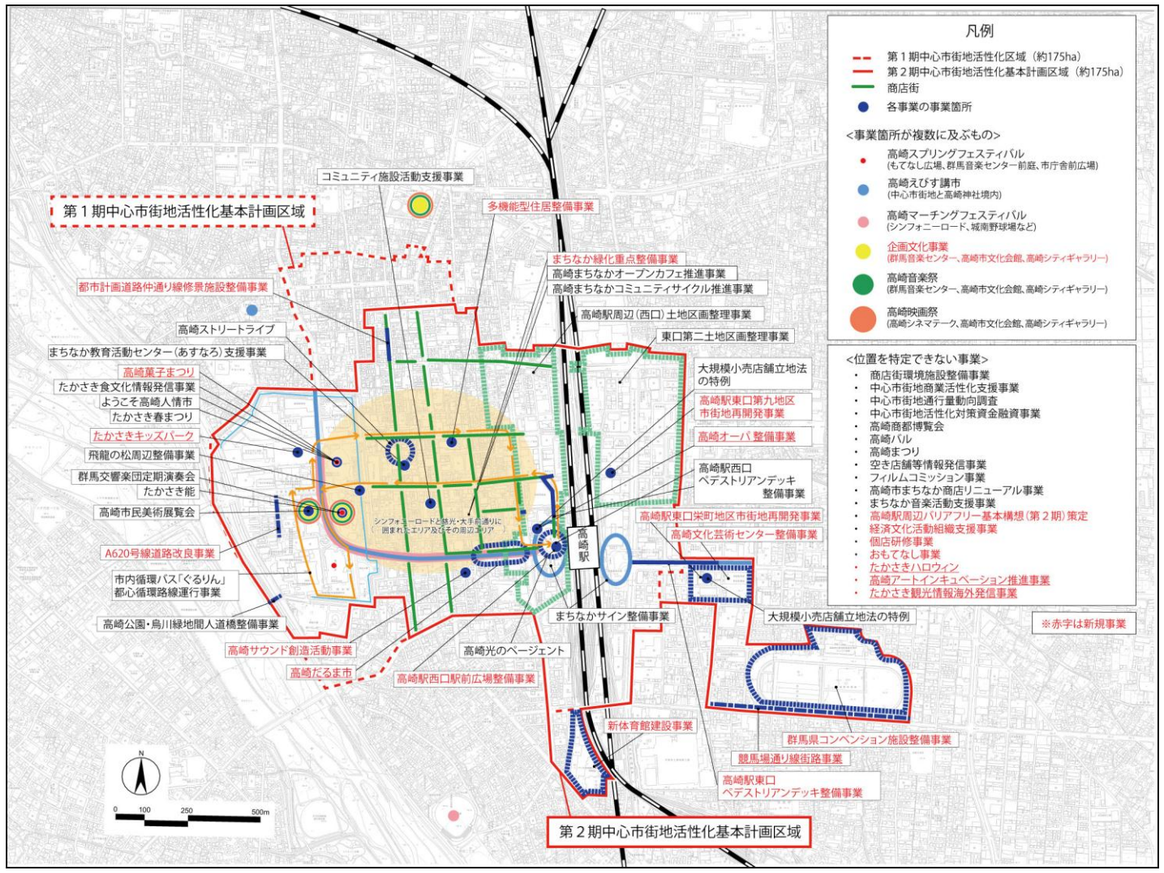

１１　その他中心市街地の活性化のために必要な事項　131
（１）基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項　131
（２）関連計画等との調和　131
１２　認定基準に適合していることの説明　133

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針　略

２．中心市街地の位置及び区域

［１］略

［２］区域

中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。

高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。

第 2 期期本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第 2 期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第 1 期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第 1 期基本計画と変わらず、約 175ha とします。

■中心市街地と事業の位置

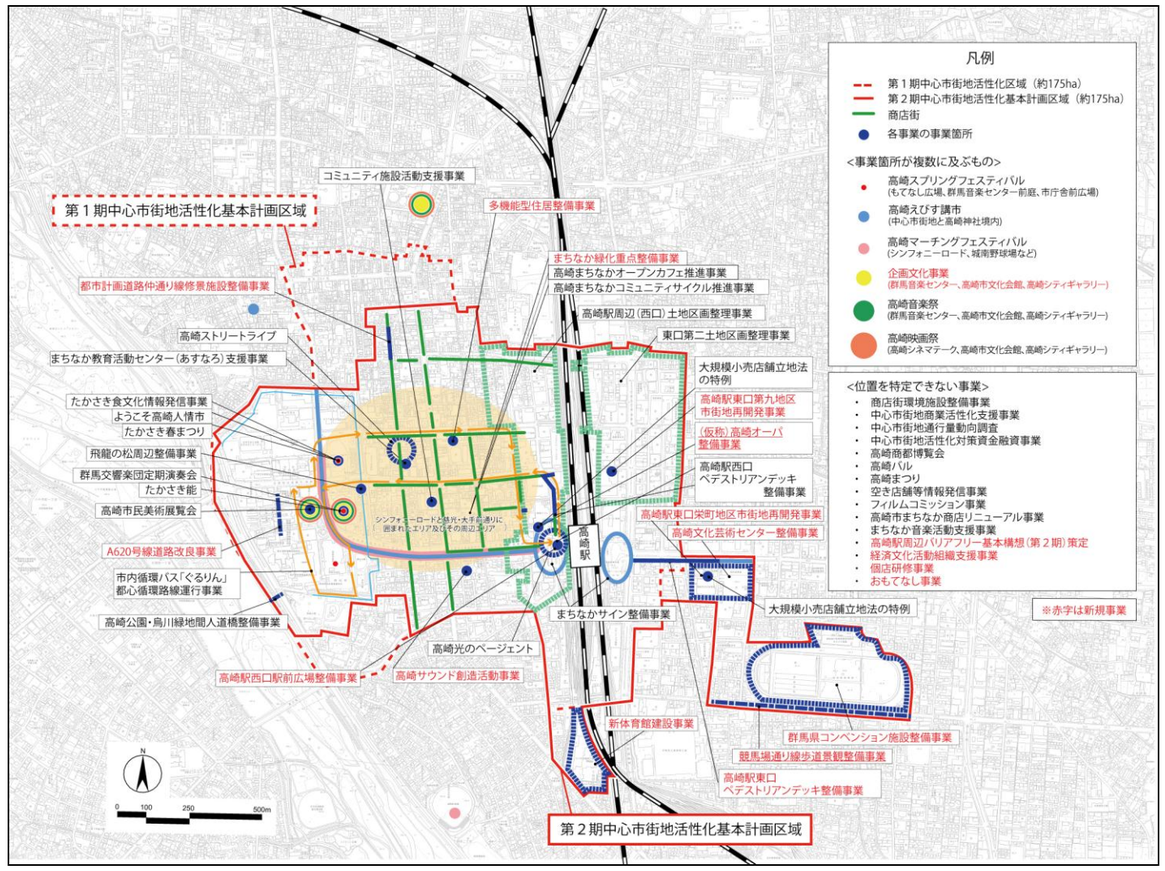

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞘町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町４丁目、下和田町５丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

［３］略

３．中心市街地活性化の目標

［１］略

［２］評価指標と数値目標の設定

都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設の拠点整備は、中心市街地全体の活性化に大きく寄与することが期待されています。また、これらの事業とオープンカフェやコミュニティサイクルなどが連携することでさらに大きな効果を生み出し、既存イベントの強化と相乗すると、これまでにない波及効果が得られます。これらを踏まえて、次のとおり評価指標を設定し、実現のための事業との関連性を示します。

■活性化事業の効果による目標像の実現

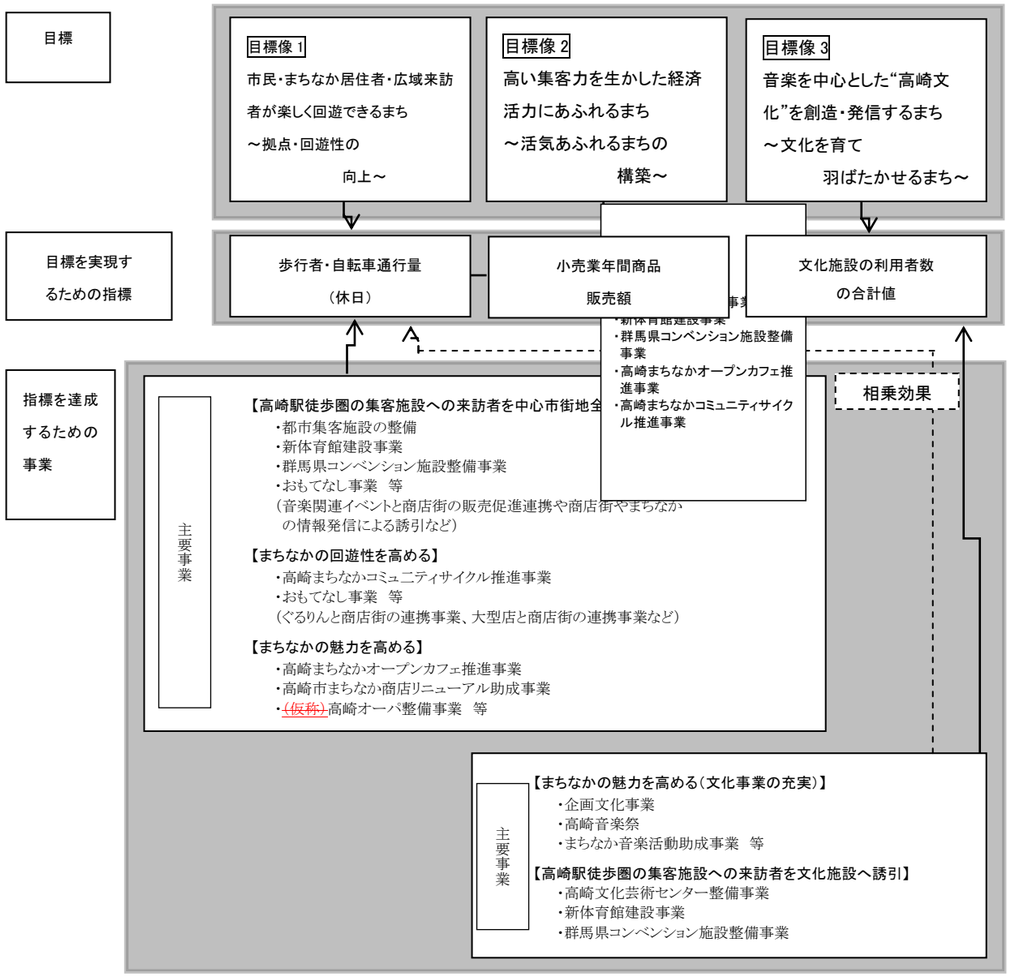

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞘町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町４丁目、下和田町５丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

［３］略

３．中心市街地活性化の目標

［１］略

［２］評価指標と数値目標の設定

都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設の拠点整備は、中心市街地全体の活性化に大きく寄与することが期待されています。また、これらの事業とオープンカフェやコミュニティサイクルなどが連携することでさらに大きな効果を生み出し、既存イベントの強化と相乗すると、これまでにない波及効果が得られます。これらを踏まえて、次のとおり評価指標を設定し、実現のための事業との関連性を示します。

■活性化事業の効果による目標像の実現

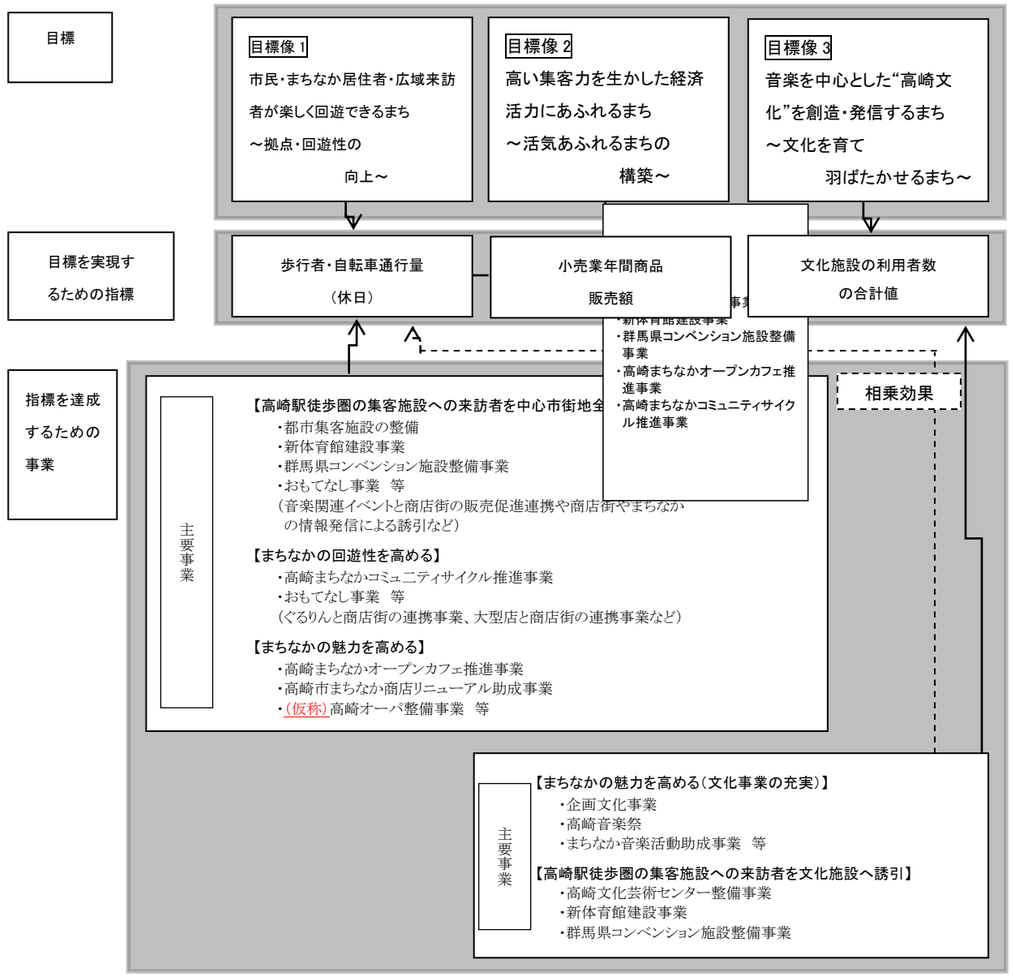

（1）「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

中心市街地の公共施設や公共交通、商業施設の充実は、住みやすさに繋がる大きな魅力です。第1期基本計画では、中心市街地への集客力を高めることと、高崎駅東口拠点開発による大型店・ペデストリアンデッキの整備により、高崎駅においては東西が一体化した環境が整い、新図書館・医療保健センターの整備により駅西口の集客力も高まりました。しかしながら、集客力が来街行動に繋がらなかったことも検証されました。

第2期基本計画では、回遊のポテンシャルをさらに上げるために、高崎駅徒歩圏に広域から人を呼び込むことが可能となる集客施設を複数整備するとともに、東西地域が一体となったまちなかの魅力づくりを進めます。

したがって、これらの回遊性を高める事業の効果を表す指標として「歩行者・自転車通行量（休日）」を用います。

なお、指標を測る上で行う通行量調査は、駅西口の動向をより詳細に観測するとともに駅東口との連動を検証するため、調査地点を増やし14箇所とします。

また、賑わいを評価することから、休日の調査を行うこととします。

【数値目標の設定】

歩行者・自転車通行量（休日）の平成30年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）96,041人に、施策実施による効果量（12,520人）を加算して108,561人（≒108,500人）と設定します。

【基準値：平成24年度】
101，411人

→

【目標値：平成30年度】
108，500人

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
①　トレンド推計（平成30年度）	96,041人
②　まちなかの魅力を高める事業による効果	1,550人
③　まちなかの回遊性を高める事業による効果	910人
④　高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果	1,730人
⑤　高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果	4,450人
⑥　~~（仮称）~~高崎オーパの整備による効果	3,880人
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	108,561人≒108,500人

①略

②まちなかの魅力を高める事業による効果

中心市街地全体に誘引を図るために、商店街における商店の魅力アップを図るとともに、オープンカフェの設置推進により、まちなかで寛げる環境づくりを図ります。

これらの施策展開により、約1,550人の歩行者・自転車通行量（休日）の増加を見込みます。

1）中心市街地の商店街における商店の魅力アップ

中心市街地への誘引を図るために、来訪者に支持される商店、商店街づくりが必須となります。そのため、個店研修事業と高崎市まちなか商店リニューアル助成事業を展開することにより、約1,480人の集客効果を見込みます。

■中心市街地の商店街における商店の魅力アップに資する事業による効果

●個店研修事業

・商店の経営指導や消費者に支持される店づくりを普及させるための研修事業を行う。

【基本データ】

（1）「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

中心市街地の公共施設や公共交通、商業施設の充実は、住みやすさに繋がる大きな魅力です。第1期基本計画では、中心市街地への集客力を高めることと、高崎駅東口拠点開発による大型店・ペデストリアンデッキの整備により、高崎駅においては東西が一体化した環境が整い、新図書館・医療保健センターの整備により駅西口の集客力も高まりました。しかしながら、集客力が来街行動に繋がらなかったことも検証されました。

第2期基本計画では、回遊のポテンシャルをさらに上げるために、高崎駅徒歩圏に広域から人を呼び込むことが可能となる集客施設を複数整備するとともに、東西地域が一体となったまちなかの魅力づくりを進めます。

したがって、これらの回遊性を高める事業の効果を表す指標として「歩行者・自転車通行量（休日）」を用います。

なお、指標を測る上で行う通行量調査は、駅西口の動向をより詳細に観測するとともに駅東口との連動を検証するため、調査地点を増やし14箇所とします。

また、賑わいを評価することから、休日の調査を行うこととします。

【数値目標の設定】

歩行者・自転車通行量（休日）の平成30年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）96,041人に、施策実施による効果量（12,520人）を加算して108,561人（≒108,500人）と設定します。

【基準値：平成24年度】
101，411人

→

【目標値：平成30年度】
108，500人

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
①　トレンド推計（平成30年度）	96,041人
②　まちなかの魅力を高める事業による効果	1,550人
③　まちなかの回遊性を高める事業による効果	910人
④　高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果	1,730人
⑤　高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果	4,450人
⑥　（仮称）高崎オーパの整備による効果	3,880人
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	108,561人≒108,500人

①略

②まちなかの魅力を高める事業による効果

中心市街地全体に誘引を図るために、商店街における商店の魅力アップを図るとともに、オープンカフェの設置推進により、まちなかで寛げる環境づくりを図ります。

これらの施策展開により、約1,550人の歩行者・自転車通行量（休日）の増加を見込みます。

1）中心市街地の商店街における商店の魅力アップ

中心市街地への誘引を図るために、来訪者に支持される商店、商店街づくりが必須となります。そのため、個店研修事業と高崎市まちなか商店リニューアル助成事業を展開することにより、約1,480人の集客効果を見込みます。

■中心市街地の商店街における商店の魅力アップに資する事業による効果

●個店研修事業

・商店の経営指導や消費者に支持される店づくりを普及させるための研修事業を行う。

【基本データ】

①平成 24 年度の歩行者・自転車通行量（休日）101,411 人
②平成 19 年度の市民アンケート調査から、中心市街地への来街目的において「買い物」とした割合は 59.6%
③第 2 期基本計画において個店研修事業を受講する店舗の割合は約 17%（579 店舗中 100 店舗）
（※第 2 期基本計画の中心市街地区域には、20 商店街、579 店舗の加盟がある（平成 24 年 9 月現在）。
④（株）全国商店街支援センターの事業である「繁盛店づくり実践プログラム事業」の平成 24 年度の実績として、研修対象店舗の売上対前年度比が平均 114.4%という効果が現れている。
【効果】
・P78 の個店研修事業による売上効果において、個店研修事業受講の店舗売上高は、対前年度比で平均 114.4%にアップしたことから、個店研修事業を受けた店舗において、来店数も同等にアップすると仮定する。
・平成 24 年度の歩行者・自転車通行量(休日)101,411 人×来街目的が買い物である割合 59.6%×個店研修の事業を受講した店舗の割合 17%×個店研修事業受講による平均売上アップ率（＝来店数の増加割合）14.4%＝1,480 人
よって、個店研修事業による集客効果は、1,480 人と推計される。
※上記の店舗利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。
●高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
※商店リニューアルで来店者がどの程度増えるかは積算できないが、来店者を増やす要因の一つになる。

2）高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果
回遊性の向上と賑わいの創出を目的として、まちなかにオープンカフェを普及させる、高崎まちなかオープンカフェ推進事業を推進します。
当該事業の推進により、約 70 人の集客効果を見込みます。
■高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果
【基本データ】
①休平日通行量と休平日の通行量の割合（平成 24 年度通行量調査より）

	通行量（人/日）	休平日通行量の割合（%）
休日	14,636	48.7
平日	15,399	51.3
合計	30,035	100.0

②オープンカフェ利用実績調査の来店者実績から 1 店あたりの平均利用者数
※平成 25 年 4 月からオープンカフェをオープン。
平成 25 年 5 月の月間利用者数（13 店舗合計）は 694 人
1 店舗あたり　13.3 人/週　（694 人÷13 店舗÷4 週）
【効果】
オープンカフェの休日の推計利用者数は、上記①、②を用いて、次のように推計する。
13.3 人/週（平均利用者数）　×　0.487（休平日通行量の割合）　＝　6.4 人
6.4 人÷2（土・日の 2 分の 1）　＝　3.2　≒　4 人/日
参加協議を行っている店舗があることから、その分を含めた利用者数として、
18 店舗　×　4 人/日　＝72 人
以上より、オープンカフェの効果として　＝72 人　≒ 70 人

①平成 24 年度の歩行者・自転車通行量（休日）101,411 人
②平成 19 年度の市民アンケート調査から、中心市街地への来街目的において「買い物」とした割合は 59.6%
③第 2 期基本計画において個店研修事業を受講する店舗の割合は約 17%（579 店舗中 100 店舗）
（※第 2 期基本計画の中心市街地区域には、20 商店街、579 店舗の加盟がある（平成 24 年 9 月現在）。
④（株）全国商店街支援センターの事業である「繁盛店づくり実践プログラム事業」の平成 24 年度の実績として、研修対象店舗の売上対前年度比が平均 114.4%という効果が現れている。
【効果】
・P78 の個店研修事業による売上効果において、個店研修事業受講の店舗売上高は、対前年度比で平均 114.4%にアップしたことから、個店研修事業を受けた店舗において、来店数も同等にアップすると仮定する。
・平成 24 年度の歩行者・自転車通行量(休日)101,411 人×来街目的が買い物である割合 59.6%×個店研修の事業を受講した店舗の割合 17%×個店研修事業受講による平均売上アップ率（＝来店数の増加割合）14.4%＝1,480 人
よって、個店研修事業による集客効果は、1,480 人と推計される。
※上記の店舗利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。
●高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
※商店リニューアルで来店者がどの程度増えるかは積算できないが、来店者を増やす要因の一つになる。

2）高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果
回遊性の向上と賑わいの創出を目的として、まちなかにオープンカフェを普及させる、高崎まちなかオープンカフェ推進事業を推進します。
当該事業の推進により、約 70 人の集客効果を見込みます。
■高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果
【基本データ】
①休平日通行量と休平日の通行量の割合（平成 24 年度通行量調査より）

	通行量（人/日）	休平日通行量の割合（%）
休日	14,636	48.7
平日	15,399	51.3
合計	30,035	100.0

②オープンカフェ利用実績調査の来店者実績から 1 店あたりの平均利用者数
※平成 25 年 4 月からオープンカフェをオープン。
平成 25 年 5 月の月間利用者数（12 店舗合計）は 694 人
1 店舗あたり　14 人/週　（694 人÷12 店舗÷4 週）
【効果】
オープンカフェの休日の推計利用者数は、上記①、②を用いて、次のように推計する。
14 人/週（平均利用者数）　×　0.487（休平日通行量の割合）　＝　6.8 人
6.8 人÷2（土・日の 2 分の 1）　＝　3.4　≒　4 人/日
参加協議を行っている店舗があることから、その分を含めた利用者数として、
18 店舗　×　4 人/日　＝72 人
以上より、オープンカフェの効果として　＝72 人　≒ 70 人

※上記のオープンカフェ利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を1回通過すると仮定する。 ③、④略 ⑤高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果 平成29年度までに中心市街地で建設が計画されている高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業では、約19,780人の利用客を推計します。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を4,450人と想定します。 【基本データ】 ●高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の核テナントは、店舗面積約20,000㎡の家電量販店を予定している。第1期基本計画においては、類似店舗（ヤマダ電機（LABI1））の整備に伴い、1日あたり19,780人の利用見込みが想定されている。 【効果】 ●4,450人≒19,780人（高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合）×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数） （補足：徒歩・自転車を利用する割合15%＝平成19年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート） →事業期間の延長により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除きます。 （事業完了後には上記相当の効果を想定。） ⑥~~（仮称）~~高崎オーパの整備による効果 高崎駅西口のビブレが閉店し、ビブレの規模を上回る新たな~~（仮称）~~高崎オーパが整備予定であることから、約17,260人の利用客増加を見込みます。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を3,880人と想定します。 【基本データ】 ●~~（仮称）~~高崎オーパでは、年間約1,000万人の利用者見込んでいる。 【効果】 ●ビブレの年間利用者数を約370万人と想定し、その差分である年間約630万人（1,000万人－370万人）が、~~（仮称）~~高崎オーパの整備による効果の純増分と推計する。 ●1日あたりの利用客増加数は、630万人/年÷365日≒17,260人/日 ●3,880人≒17,260人（~~（仮称）~~高崎オーパの利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数） （補足：徒歩・自転車を利用する割合15%＝平成19年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート） ⑦その他（歩行者・自転車通行量（休日）の増加が見込まれる事業） 以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定します。 ・高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業 ・高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 ・高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業 ・高崎駅西口駅前広場整備事業 ・まちなか緑化重点整備事業 ・多機能型住居整備事業 ・高崎商都博覧会 ・都市計画道路仲通り線修景施設整備事業 ・高崎だるま市 ・たかさきキッズパーク ・高崎菓子まつり	※上記のオープンカフェ利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を1回通過すると仮定する。 ③、④略 ⑤高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果 平成29年度までに中心市街地で建設が計画されている高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業では、約19,780人の利用客を推計します。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を4,450人と想定します。 【基本データ】 ●高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の核テナントは、店舗面積約20,000㎡の家電量販店を予定している。第1期基本計画においては、類似店舗（ヤマダ電機（LABI1））の整備に伴い、1日あたり19,780人の利用見込みが想定されている。 【効果】 ●4,450人≒19,780人（高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合）×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数） （補足：徒歩・自転車を利用する割合15%＝平成19年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート） ⑥（仮称）高崎オーパの整備による効果 高崎駅西口のビブレが閉店し、ビブレの規模を上回る新たな（仮称）高崎オーパが整備予定であることから、約17,260人の利用客増加を見込みます。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を3,880人と想定します。 【基本データ】 ●（仮称）高崎オーパでは、年間約1,000万人の利用者見込んでいる。 【効果】 ●ビブレの年間利用者数を約370万人と想定し、その差分である年間約630万人（1,000万人－370万人）が、（仮称）高崎オーパの整備による効果の純増分と推計する。 ●1日あたりの利用客増加数は、630万人/年÷365日≒17,260人/日 ●3,880人≒17,260人（（仮称）高崎オーパの利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数） （補足：徒歩・自転車を利用する割合15%＝平成19年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート） 新規追加

・たかさきハロウィン
・高崎アートインキュベーション推進事業
・たかさき観光情報海外発信事業

【フォローアップの考え方】
歩行者・自転車通行量（休日）調査を毎年 10 月に実施することにより、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。
また、計画期間の最終年度終了後にも再度、検証を行います。

（２）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標
【評価指標の設定】
第 1 期基本計画で設定した評価指標の「小売業年間商品販売額」は、目標に対して順調に推移し、特に高崎駅直近に立地した大型店による効果は大きく、周辺都市から鉄道を利用して高崎に足を運ぶ流れをつくることができました。第 2 期基本計画では、県内随一の商業集積地の魅力アップとともに、高崎駅から徒歩圏内に整備中の都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設が持つ大きな集客力を中心市街地全体に波及させることで、経済活力の向上を目指すことから、第 1 期基本計画に引き続き「小売業年間商品販売額」を評価指標とします。
【数値目標の設定】
第 1 期基本計画の小売業年間商品販売額は、大型店の整備などにより一定の効果を得ることができました。第 2 期基本計画では、中心市街地全体の活力を向上させるため、より重点的な取り組みを行うこととし区域を見直しましたが、第 1 期基本計画と区域面積及び商業集積は同等であることから、第 1 期基本計画の区域における小売業年間商品販売額を基礎にトレンド推計及び数値目標の設定を行います。
小売業年間商品販売額の平成 30 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）1,124 億円に、施策実施による効果量を加算（251.9 億円）して、1,375.9 億円（≒1,375 億円）とします。

【基準値：平成 23 年度】
1，172億円
→
【目標値：平成 30 年度】
1，375億円

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
① トレンド推計（平成 30 年度）	1,124 億円
② 大規模小売店舗の立地による効果	118 億円
③ ~~（仮称）~~高崎オーパの整備による効果	109 億円
④ 高崎駅西側中心市街地への誘引施策による効果	14.8 億円
⑤ 高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設が与える効果	10.1 億円
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤）	1,375.9 億円≒1,375 億円

①略
②大規模小売店舗の立地による効果
高崎駅東口に整備する高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）を新たに発生する効果として 118 億円加算します。

【基本データ】
・群馬県周辺で概ね 30 万人以上の都市を抽出し、売り場面積あたりの年間商品販売額を算定するとともに都市の特性を考慮し、検討対象の商業床に対する年間商品販売額を推計する。
・抽出した都市は、本市と前橋市、宇都宮市、郡山市とし、売り場あたりの販売平均額を 845.8

【フォローアップの考え方】
歩行者・自転車通行量（休日）調査を毎年 10 月に実施することにより、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。
また、計画期間の最終年度終了後にも再度、検証を行います。

（２）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標
【評価指標の設定】
第 1 期基本計画で設定した評価指標の「小売業年間商品販売額」は、目標に対して順調に推移し、特に高崎駅直近に立地した大型店による効果は大きく、周辺都市から鉄道を利用して高崎に足を運ぶ流れをつくることができました。第 2 期基本計画では、県内随一の商業集積地の魅力アップとともに、高崎駅から徒歩圏内に整備中の都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設が持つ大きな集客力を中心市街地全体に波及させることで、経済活力の向上を目指すことから、第 1 期基本計画に引き続き「小売業年間商品販売額」を評価指標とします。
【数値目標の設定】
第 1 期基本計画の小売業年間商品販売額は、大型店の整備などにより一定の効果を得ることができました。第 2 期基本計画では、中心市街地全体の活力を向上させるため、より重点的な取り組みを行うこととし区域を見直しましたが、第 1 期基本計画と区域面積及び商業集積は同等であることから、第 1 期基本計画の区域における小売業年間商品販売額を基礎にトレンド推計及び数値目標の設定を行います。
小売業年間商品販売額の平成 30 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）1,124 億円に、施策実施による効果量を加算（251.9 億円）して、1,375.9 億円（≒1,375 億円）とします。

【基準値：平成 23 年度】
1，172億円
→
【目標値：平成 30 年度】
1，375億円

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
① トレンド推計（平成 30 年度）	1,124 億円
② 大規模小売店舗の立地による効果	118 億円
③ （仮称）高崎オーパの整備による効果	109 億円
④ 高崎駅西側中心市街地への誘引施策による効果	14.8 億円
⑤ 高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設が与える効果	10.1 億円
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤）	1,375.9 億円≒1,375 億円

①略
②大規模小売店舗の立地による効果
高崎駅東口に整備する高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）を新たに発生する効果として 118 億円加算します。

【基本データ】
・群馬県周辺で概ね 30 万人以上の都市を抽出し、売り場面積あたりの年間商品販売額を算定するとともに都市の特性を考慮し、検討対象の商業床に対する年間商品販売額を推計する。
・抽出した都市は、本市と前橋市、宇都宮市、郡山市とし、売り場あたりの販売平均額を 845.8

千円とする。（下表、売り場あたりの商品販売額を参照）
・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）の商業床を計画下限の 20,000 ㎡とし、占用床比率を 70%（14,000 ㎡）とする。
■売り場あたりの小売業年間商品販売額

都市名	都市規模（H24.4）人	売り場面積（H19 商業統計）㎡	年間商品販売額（H19 商業統計）千円	販売額/売り場 千円/㎡
高崎市	370,781	495,090	426,834,000	862.1
前橋市	338,118	446,699	368,923,000	825.8
宇都宮市	508,635	750,288	667,457,000	889.6
郡山市	325,296	530,462	416,571,000	785.2
平均値	－	555,635	469,946,000	845.8

【効果】
14,000 ㎡×845.8 千円≒118 億円

→事業期間の延長により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除きます。
（事業完了後には上記相当の効果を想定。）

③~~（仮称）~~高崎オーパの整備による効果
高崎駅西口のビブレが閉店し、新たに~~（仮称）~~高崎オーパの整備が行われることから、この整備に伴う効果として 109 億円を見込みます。

【基本データ】
・高崎駅西口のビブレ（店舗面積 13,059 ㎡）が閉店し、新たに~~（仮称）~~高崎オーパ（延床面積 42,000 ㎡（店舗面積 26,000 ㎡））が整備される。
・~~（仮称）~~高崎オーパでは、年間利用者数 1,000 万人を見込んでいる。
【効果】
・既存のビブレの売上げを店舗面積から 110 億円と推計する。（13,059 ㎡×845.8 千円）
・~~（仮称）~~高崎オーパの売上げを店舗面積から 219 億円と推計する。（26,000 ㎡×845.8 千円）
・~~（仮称）~~高崎オーパの整備による効果を 109 億円と推計する。（219 億円－110 億円）
※845.8 千円は P76 参照

④、⑤略
⑥その他（小売業年間商品販売額の増加が見込まれる事業）
以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定します。
・高崎商都博覧会
・高崎だるま市
・高崎菓子まつり
・たかさきハロウィン
・高崎アートインキュベーション推進事業
・たかさき観光情報海外発信事業

（３）、（４）略

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容

千円とする。（下表、売り場あたりの商品販売額を参照）
・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）の商業床を計画下限の 20,000 ㎡とし、占用床比率を 70%（14,000 ㎡）とする。
■売り場あたりの小売業年間商品販売額

都市名	都市規模（H24.4）人	売り場面積（H19 商業統計）㎡	年間商品販売額（H19 商業統計）千円	販売額/売り場 千円/㎡
高崎市	370,781	495,090	426,834,000	862.1
前橋市	338,118	446,699	368,923,000	825.8
宇都宮市	508,635	750,288	667,457,000	889.6
郡山市	325,296	530,462	416,571,000	785.2
平均値	－	555,635	469,946,000	845.8

【効果】
14,000 ㎡×845.8 千円≒118 億円

③（仮称）高崎オーパの整備による効果
高崎駅西口のビブレが閉店し、新たに（仮称）高崎オーパの整備が行われることから、この整備に伴う効果として 109 億円を見込みます。

【基本データ】
・高崎駅西口のビブレ（店舗面積 13,059 ㎡）が閉店し、新たに（仮称）高崎オーパ（延床面積 42,000 ㎡（店舗面積 26,000 ㎡））が整備される。
・（仮称）高崎オーパでは、年間利用者数 1,000 万人を見込んでいる。
【効果】
・既存のビブレの売上げを店舗面積から 110 億円と推計する。（13,059 ㎡×845.8 千円）
・（仮称）高崎オーパの売上げを店舗面積から 219 億円と推計する。（26,000 ㎡×845.8 千円）
・（仮称）高崎オーパの整備による効果を 109 億円と推計する。（219 億円－110 億円）
※845.8 千円は P76 参照

④、⑤略
新規追加

（３）、（４）略

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】 商業・オフィス再開発ビル等の建設 1.5ha 【実施時期】 平成22 年度～ 平成34 年度	再開発組合	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、商業・オフィスビルを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。 この事業は、賑わいと情報発信の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“ 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち” の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（~~都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）、~~市街地再開発事業等） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 30 年度	
【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業 【内容】 土地区画整理事業 17.8ha 【実施時期】 昭和 55 年度～ 平成34年度	高崎市	当該事業により密集市街地が解消され、都市基盤が改善されてきたが、引き続き未整備の区画道路などの整備を行い、事業の完了を目指す。 この事業により、安心で安全な歩行者空間の確保や災害に強いまちづくりの実現を図る。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 【実施時期】 ①平成 26 年度～平成 27 年度 ②平成 28 年度～平成 30 年度	
【事業名】 高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業 【内容】 ペデストリアンデッキの整備 L=265m 【実施時期】 平成22年度～ 平成30年度	高崎市	高崎駅西口駅前広場に面して整備される商業施設と接続することで、安全・快適な歩行者空間を確保するとともに、高崎駅東西自由通路を介した回遊性と賑わいの向上を図る。 この事業は、“ 市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （ 都市再生整備計画事業 （ 高崎市中心市街地地区） ） 【実施時期】 平成26年度～ 平成 30 年度	

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】 商業・オフィス再開発ビル等の建設 1.5ha 【実施時期】 平成22 年度～ 平成29 年度	再開発組合	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、商業・オフィスビルを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。 この事業は、賑わいと情報発信の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“ 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち” の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）、市街地再開発事業等） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 29 年度	
【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業 【内容】 土地区画整理事業 17.8ha 【実施時期】 昭和 55 年度～ 平成 27 年度	高崎市	当該事業により密集市街地が解消され、都市基盤が改善されてきたが、引き続き未整備の区画道路などの整備を行い、事業の完了を目指す。 この事業により、安心で安全な歩行者空間の確保や災害に強いまちづくりの実現を図る。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 27 年度	
【事業名】 高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業 【内容】 ペデストリアンデッキの整備 L=255m 【実施時期】 平成22年度～ 平成29年度	高崎市	高崎駅西口駅前広場に面して整備される商業施設と接続することで、安全・快適な歩行者空間を確保するとともに、高崎駅東西自由通路を介した回遊性と賑わいの向上を図る。 この事業は、“ 市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （ 都市再生整備計画事業 （ 高崎市中心市街地地区） ） 【実施時期】 平成26年度～ 平成 29 年度	

【事業名】 高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎駅西口駅前広場整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 競馬場通り線街路事業 【内容】 道路整備 L=680m 【実施時期】 平成27年度～ 平成31年度	群馬県	旧高崎競馬場に整備される群馬県コンベンション施設による自動車及び歩行者通行量の増加を見込み、都心部へのスムーズなアクセスと安心安全なまちづくりのための道路整備をする。 中心市街地の拠点となるコンベンション施設の周辺道路であることから、都市機能と調和を図り、地域の安全と賑わいを引き出す。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 29 年度	

（３）略

（４）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事	高崎市	本地区は、高崎駅東口の鉄道敷地に隣接した地区であり、新		

【事業名】 高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎駅西口駅前広場整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
（４）からの移設				

（３）略

（４）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事	高崎市	本地区は、高崎駅東口の鉄道敷地に隣接した地区であり、新		

業 【内容】 土地区画整理事業 17.1ha 【実施時期】 昭和 60 年度～ 平成 38 年度		幹線の整備を契機に都市基盤整備が進められてきた地区である。引き続き未整備の区画道路などの整備を行い、事業の完了を目指す。 この事業により、安心で安全な歩行者空間の確保や災害に強いまちづくりの実現を図る。		
【事業名】 まちなか緑化重点整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 A620号線道路改良事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 ~~（仮称）~~高崎オーパ整備事業 【内容】 商業施設の整備 【実施時期】 平成26年度～ 平成29年度	（株）オーパ	既存のビブレを閉店、解体し、新たに~~（仮称）~~高崎オーパを整備し、広域からの集客向上と商業拠点の機能強化を図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 飛龍の松周辺整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第2期）策定 【内容】 バリアフリー基本構想の策定 【実施時期】 平成26年度～ 平成29年度	高崎市	高崎駅周辺を訪れる多くの人々の安全で快適な歩行者空間を確保するため、バリアフリー基本構想（第２期）を策定する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		
（２）②に移設				

業 【内容】 土地区画整理事業 17.1ha 【実施時期】 昭和 60 年度～ 平成 28 年度		幹線の整備を契機に都市基盤整備が進められてきた地区である。引き続き未整備の区画道路などの整備を行い、事業の完了を目指す。 この事業により、安心で安全な歩行者空間の確保や災害に強いまちづくりの実現を図る。		
【事業名】 まちなか緑化重点整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 A620号線道路改良事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）高崎オーパ整備事業 【実施時期】 平成26年度～ 平成29年度	（株）オーパ	既存のビブレを閉店、解体し、新たに（仮称）高崎オーパを整備し、広域からの集客向上と商業拠点の機能強化を図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 飛龍の松周辺整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第2期）策定 【内容】 バリアフリー基本構想の策定 【実施時期】 平成26年度～ 平成28年度	高崎市	高崎駅周辺を訪れる多くの人々の安全で快適な歩行者空間を確保するため、バリアフリー基本構想（第２期）を策定する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 競馬場通り線歩道景観整備事業 【内容】 歩道景観の整備 L=680m 【実施時期】 平成27年度～ 平成29年度	高崎市	旧高崎競馬場に整備される群馬県コンベンション施設による歩行者通行量の増加を見込み、誰もが安心して歩ける歩行者空間を整備する。 中心市街地の拠点となるコンベンション施設の周辺道路であることから、都市機能と調和を図り、地域の安全と賑わいを引き出す。		

5．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［1］略
［2］具体的事業の内容
（1）略
（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲89ページ参照				
【事業名】 新体育館建設事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 【内容】 エリアマネジメントの支援等 【実施時期】 平成27 年度～ 平成28 年度	高崎市 ~~再開発組合~~	まちづくりの企画や起業家の支援、アートとのマッチング等により高崎の経済や文化を活性化させていく市民や企業から主体的に組織された団体や、コンベンション協会など、まちづくりの企画・提言・運営を行う組織に対し支援を行うことで本市の経済文化活動の発信拠点の形成を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“ 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）~~と一体の効果促進事業~~） 【実施時期】 ~~平成 27 年度～~~ 平成 28 年度	
【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（2）②～（4）略

6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
［1］略
［2］具体的事業の内容

		この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		

5．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［1］略
［2］具体的事業の内容
（1）略
（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲89ページ参照				
【事業名】 新体育館建設事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 【内容】 エリアマネジメントの支援等 【実施時期】 平成27 年度～ 平成28 年度	高崎市 ~~再開発組合~~	まちづくりの企画や起業家の支援、アートとのマッチング等により高崎の経済や文化を活性化させていく市民や企業から主体的に組織された団体や、コンベンション協会など、まちづくりの企画・提言・運営を行う組織に対し支援を行うことで本市の経済文化活動の発信拠点の形成を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“ 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）~~と一体の効果促進事業~~） 【実施時期】 ~~平成 27 年度～~~ 平成 28 年度	
【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（2）②～（4）略

6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
［1］略
［2］具体的事業の内容

（1）～（3）略

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事業 ※再掲93ページ参照				

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［1］略

［2］具体的事業の内容

（1）略

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲89ページ参照				
【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 ようこそ高崎人情市 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎スプリングフェスティバル （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎マーチングフェスティバル （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎ストリートライブ （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎まつり （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 たかさき能	（略）	（略）	（略）	

（1）略～（3）略

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事業 ※再掲92ページ参照				

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［1］略

［2］具体的事業の内容

（1）略

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲89ページ参照				
【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 ようこそ高崎人情市 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎スプリングフェスティバル （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎マーチングフェスティバル （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎ストリートライブ （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎まつり （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 たかさき能	（略）	（略）	（略）	

（略）				
【事業名】 高崎えびす講市 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎映画祭 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 たかさき食文化情報発信事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎商都博覧会 【内容】 中心市街地の大型店5店によるイベントの開催 【実施時期】 平成22年度～	高崎商工会議所 高崎商都博覧会実行委員会	商都高崎の魅力を発信するため、中心市街地の既存の大型店4店舗に29年秋に開業した駅前大型店を加えた全5店舗をパビリオンと位置付け、各店が趣向を凝らしたイベントを開催する。 春に行われるこの事業により、来訪者数の増加、賑わいの向上、大型店周辺の商店街の活性化、商都高崎の魅力を PR する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成26年度～	
【事業名】 高崎バル （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 コミュニティ施設活動支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】	（略）	（略）	（略）	

（略）				
【事業名】 高崎えびす講市 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎映画祭 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 たかさき食文化情報発信事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎商都博覧会 【内容】 中心市街地の大型店4店によるイベントの開催 【実施時期】 平成22年度～	高崎商工会議所 高崎商都博覧会実行委員会	商都高崎の魅力を発信するため、中心市街地の大型店4店舗をパビリオンと位置付け、各店が趣向を凝らしたイベントを開催する。 春に行われるこの事業により、来訪者数の増加、賑わいの向上、大型店周辺の商店街の活性化、商都高崎の魅力を PR する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成26年度～	
【事業名】 高崎バル （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 コミュニティ施設活動支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】	（略）	（略）	（略）	

	都市計画道路仲通り線修景施設整備事業 （略）							都市計画道路仲通り線修景施設整備事業 （略）				
	【事業名】 高崎光のページェント 【内容】 イルミネーションや各種イベントの開催 【実施時期】 平成6年度～	光のページェント実行委員会	イルミネーションによるまちの演出や様々なイベントの実施により、賑わいの創出や来訪者の回遊性を高め、訪れたくなる魅力ある中心市街地づくりを行う。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成30年度				（4）からの移設				
	【事業名】 中心市街地通行量動向調査事業 【内容】 歩行者･自転車通行量の調査 【実施時期】 昭和34年度～	高崎市	中心市街地の活力や賑わいを評価する指標として、歩行者・自転車通行量は重要であり、その状況を時系列的に把握・分析する必要がある。 歩行者・自転車通行量は、大型店の新増設や転廃業、商店街活動等の諸条件に影響を与えることから、変化を的確に捉え、速やかに対策が講じられるよう、定期的に調査を実施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成30年度				（4）からの移設				
	【事業名】 たかさき春まつり 【内容】 桜開花時期のイベント開催 【実施時期】 平成20年度～	たかさき春まつり実行委員会	毎年４月上旬の土・日曜日に桜の名所である高崎公園、城址地区、観音山の開花時期に開催する。 市民を始め、市外からも多くの来場があることから、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成30年度				（4）からの移設				
	【事業名】 高崎音楽祭 【内容】 音楽祭の開催 【実施時期】	高崎音楽祭委員会	群馬交響楽団を育てたまち高崎は、新しい音楽文化も発信している。高崎音楽祭は、クラシックやジャズなど、期間中は、あらゆる音楽が高崎に集結し、大きな賑わいを見せている。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成30年度				（4）からの移設				

	平成2年度～		芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。									
	【事業名】 高崎市民美術展覧会 【内容】 芸術作品発表展示の開催 【実施時期】 昭和10年代～	高崎市民美術展覧会実行委員会	美術に対する創作意欲と鑑賞力を高め、市民芸術文化の向上を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成30年度				（4）からの移設				
	【事業名】 まちなか音楽活動助成事業 【内容】 まちなか音楽活動の支援 【実施時期】 平成24年度～	高崎まちなか音楽活動実行委員会	「音楽のある街・高崎」の実現のため、街かどや商店などにおいて週末を中心に日常的に行われる音楽活動を支援する。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成30年度				（4）からの移設				
	【事業名】 企画文化事業 【内容】 企画文化事業の開催 【実施時期】 平成26年度～	高崎市	高崎の文化性、ブランド力の中核となる群馬交響楽団の演奏会や国内外のエンターテイメント性の高い芸術鑑賞の機会とともに、市民が自ら主体的に日頃の文化的活動の成果を発表する場を提供することで、文化施設を核とした市内や広域からの集客による人の流れが中心市街地の活性化に寄与する。また、群馬音楽センター等のイベント案内や高崎文化芸術センターと既存文化施設とのジョイントイベントの企画を検討することで、既存の文化施設への誘引を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成30年度				（4）からの移設				
	【事業名】 高崎だるま市 【内容】	高崎だるま市実行委員会	高崎を代表する伝統工芸品である高崎だるまを販売する「高崎だるま市」を「新年に全国で	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事				新規追加				

	伝統的なだるま販売やおもてなしイベントの開催 【実施時期】 平成28年度～		最初のだるま市」としてまちなかで開催することで、本市への誘客と中心市街地の活性化につなげていく。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	業 【実施時期】 平成 30 年度								
	【事業名】 たかさきキッズパーク 【内容】 世界の優れたあそび道具による全天候型あそび場の設置 【実施時期】 平成27年度～	たかさきこどもまつり実行委員会	娯楽性の高い非日常的な空間ではなく、子どもたちにとって必要なあそびが実現できる日常的なあそび場を導入することで、そこに人が集い、人が集うことでコミュニティができ、まちづくりや施設の活性化へとつながることが期待できることから、本事業の実施により、中心市街地の賑わいの創出にも寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度			新規追加				
	【事業名】 高崎菓子まつり 【内容】 市内の和洋菓子店による菓子に関するイベント開催 【実施時期】 平成26年度～	高崎菓子業組合	市内の菓子職人が腕を振るったお菓子を一同に味わうことができるほか、プロが教える和洋お菓子づくり体験などを実施することで、市内外から多くの来場があり、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち ”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度			新規追加				
	【事業名】 たかさきハロウィン 【内容】 仮装コンテストや音楽ライブの実施 【実施時期】 平成29年度～	たかさきハロウィン実行委員会	こどもから大人まで参加できる仮装コンテストを実施することで、若者だけではなく多くの家族連れもまちなかを訪れる。 また、まちなか各所にフォトスポットを設けることでまちなかの回遊性の向上にも寄与している。 この事業は、“市民・まちな	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度			新規追加				

		か居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち ”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		

（２）②略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎アートインキュベーション推進事業 【内容】 商業施設、公共施設等を活用し、高崎発信型の芸術創造を展開する 【実施時期】 平成28年度～	高崎アートインキュベーション推進会議	高崎駅周辺を中心としたエリアで、アート（音楽・美術・デザイン・パフォーマンス・映像等）などによるまちづくりを積極的に進め、自立した個性豊かな高崎発信型のアートの創造と文化産業の創出、拠点づくりを行うことで、本市への誘客と中心市街地の活性化につなげていく。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 地方創生推進交付金 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 30 年度	

（４）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業 【内容】 店舗等のリニューアルを支援 【実施時期】 平成25年度～ ~~平成28年度~~	高崎市	高崎市内の店舗等で新たに競争力をつけるために行うリニューアル工事にかかった費用の 2 分の 1 を支援する。この事業により、店舗等の魅力や集客力、賑わいや回遊性が向上し、中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金 【実施時期】 平成 25 年度～ ~~平成 28 年度~~	

（２）②略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				

（４）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業 【内容】 店舗等のリニューアルを支援 【実施時期】 平成25年度～ 平成28年度	高崎市	高崎市内の店舗等で新たに競争力をつけるために行うリニューアル工事にかかった費用の 2 分の 1 を支援する。この事業により、店舗等の魅力や集客力、賑わいや回遊性が向上し、中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である	【支援措置】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金 【実施時期】 平成 25 年度～ 平成 28 年度	

【事業名】 個店研修事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 おもてなし事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
（２）①に移設				
【事業名】 高崎市中心市街地活性化対策資金融資事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 ~~（仮称）~~高崎オーパ整備事業 ※再掲94ページ参照				
【事業名】 商店街環境施設整備事業 （略）	（略）	（略）		
（２）①に移設				
【事業名】 空き店舗等情報発信事業	（略）	（略）	（略）	

【事業名】 個店研修事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 おもてなし事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎光のページェント 【内容】 イルミネーションや各種イベントの開催 【実施時期】 平成6年度～	光のページェント実行委員会	イルミネーションによるまちの演出や様々なイベントの実施により、賑わいの創出や来訪者の回遊性を高め、訪れたくなる魅力ある中心市街地づくりを行う。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 高崎市中心市街地活性化対策資金融資事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 （仮称）高崎オーパ整備事業 ※再掲93ページ参照				
【事業名】 商店街環境施設整備事業 （略）	（略）	（略）		
【事業名】 中心市街地通行量動向調査事業 【内容】 歩行者･自転車通行量の調査 【実施時期】 昭和34年度～	高崎市	中心市街地の活力や賑わいを評価する指標として、歩行者・自転車通行量は重要であり、その状況を時系列的に把握・分析する必要がある。 歩行者・自転車通行量は、大型店の新増設や転廃業、商店街活動等の諸条件に影響を与えることから、変化を的確に捉え、速やかに対策が講じられるよう、定期的に調査を実施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち” の実現に必要である。		
【事業名】 空き店舗等情報発信事業	（略）	（略）	（略）	

（略）				
【事業名】 フィルムコミッション事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
（２）①に移設				
（２）①に移設				
（２）①に移設				
【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 まちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（略）				
【事業名】 フィルムコミッション事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 たかさき春まつり 【内容】 桜開花時期のイベント開催 【実施時期】 平成20年度～	たかさき春まつり実行委員会	毎年４月上旬の土・日曜日に桜の名所である高崎公園、城址地区、観音山の開花時期に開催する。 市民を始め、市外からも多くの来場があることから、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち” の実現に必要である。		
【事業名】 高崎音楽祭 【内容】 音楽祭の開催 【実施時期】 平成2年度～	高崎音楽祭委員会	群馬交響楽団を育てたまち高崎は、新しい音楽文化も発信している。高崎音楽祭は、クラシックやジャズなど、期間中は、あらゆる音楽が高崎に集結し、大きな賑わいを見せている。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。		
【事業名】 高崎市民美術展覧会 【内容】 芸術作品発表展示の開催 【実施時期】 昭和10年代～	高崎市民美術展覧会実行委員会	美術に対する創作意欲と鑑賞力を高め、市民芸術文化の向上を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。		
【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 まちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】	高崎まちな	「音楽のある街・高崎」の実		

（２）①に移設					
【事業名】 高崎サウンド創造活動事業 （略）	（略）	（略）	（略）		
（２）①に移設					
【事業名】 たかさき観光情報海外発信事業 【内容】 観光情報の翻訳、情報発信 【実施時期】 平成27年度～	高崎市	高崎市で認定した「高崎観光大使」が発信している観光やグルメ情報などの地域の話題を、「高崎市外国人観光客おもてなし通訳・翻訳ボランティア」に翻訳してもらい、言語毎にＳＮＳを利用し、情報発信を行う。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。			

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容

まちなか音楽活動助成事業 【内容】 まちなか音楽活動の支援 【実施時期】 平成24年度～	か音楽活動実行委員会	現のため、街かどや商店などにおいて週末を中心に日常的に行われる音楽活動を支援する。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。		
【事業名】 高崎サウンド創造活動事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 企画文化事業 【内容】 企画文化事業の開催 【実施時期】 平成26年度～	高崎市	高崎の文化性、ブランド力の中核となる群馬交響楽団の演奏会や国内外のエンターテイメント性の高い芸術鑑賞の機会とともに、市民が自ら主体的に日頃の文化的活動の成果を発表する場を提供することで、文化施設を核とした市内や広域からの集客による人の流れが中心市街地の活性化に寄与する。また、群馬音楽センター等のイベント案内や高崎文化芸術センターと既存文化施設とのジョイントイベントの企画を検討することで、既存の文化施設への誘引を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。		
新規追加				

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に情報発信サインを設置 【実施時期】 平成23年度～平成32年度	高崎市	コンパクトで歩いて回遊できる中心市街地形成のため、公共施設のほか、商業･文化･歴史など、魅力ある中心市街地の情報を発信し、まちなかへの来訪者を誘導し回遊させ、人と交流のまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちなか居住者･広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成 28 年度～平成 30 年度 ②平成 30 年度	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 ※再掲106ページ参照				

（２）②～（４）略

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に情報発信サインを設置 【実施時期】 平成23年度～平成31年度	高崎市	コンパクトで歩いて回遊できる中心市街地形成のため、公共施設のほか、商業･文化･歴史など、魅力ある中心市街地の情報を発信し、まちなかへの来訪者を誘導し回遊させ、人と交流のまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちなか居住者･広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） 【実施時期】 平成 28 年度～平成 30 年度	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 ※再掲106ページ参照				

（２）②～（４）略

■４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

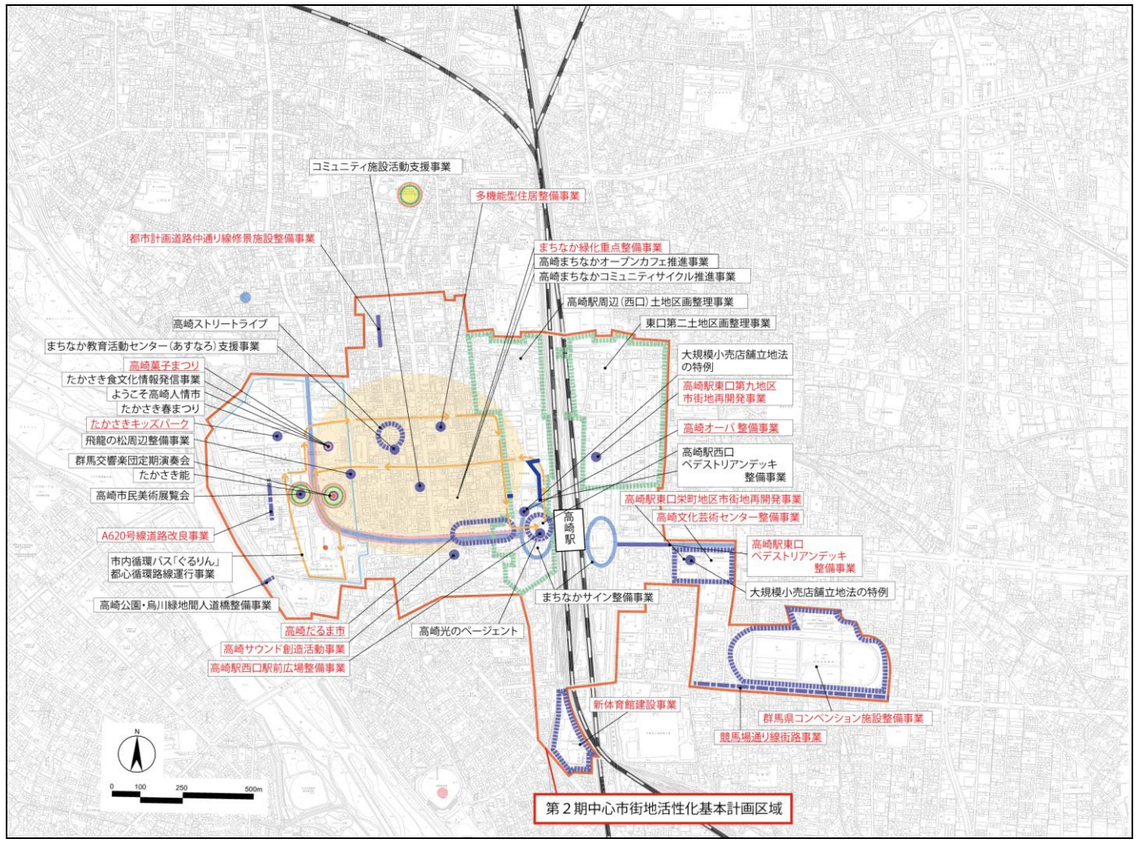

凡例

- 第２期中心市街地活性化基本計画区域（約175ha）
- 各事業の事業箇所

<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル（もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場）
- 高崎えびす講市（中心市街地と高崎神社境内）
- 高崎マーチングフェスティバル（シンフォニーロード、城南野球場など）
- 企画文化事業（群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー）
- 高崎音楽祭（群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー）
- 高崎映画祭（高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー）

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策資金融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第２期）策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業
- たかさきハロウィン
- 高崎アートインキュベーション推進事業
- たかさき観光情報海外発信事業

■４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

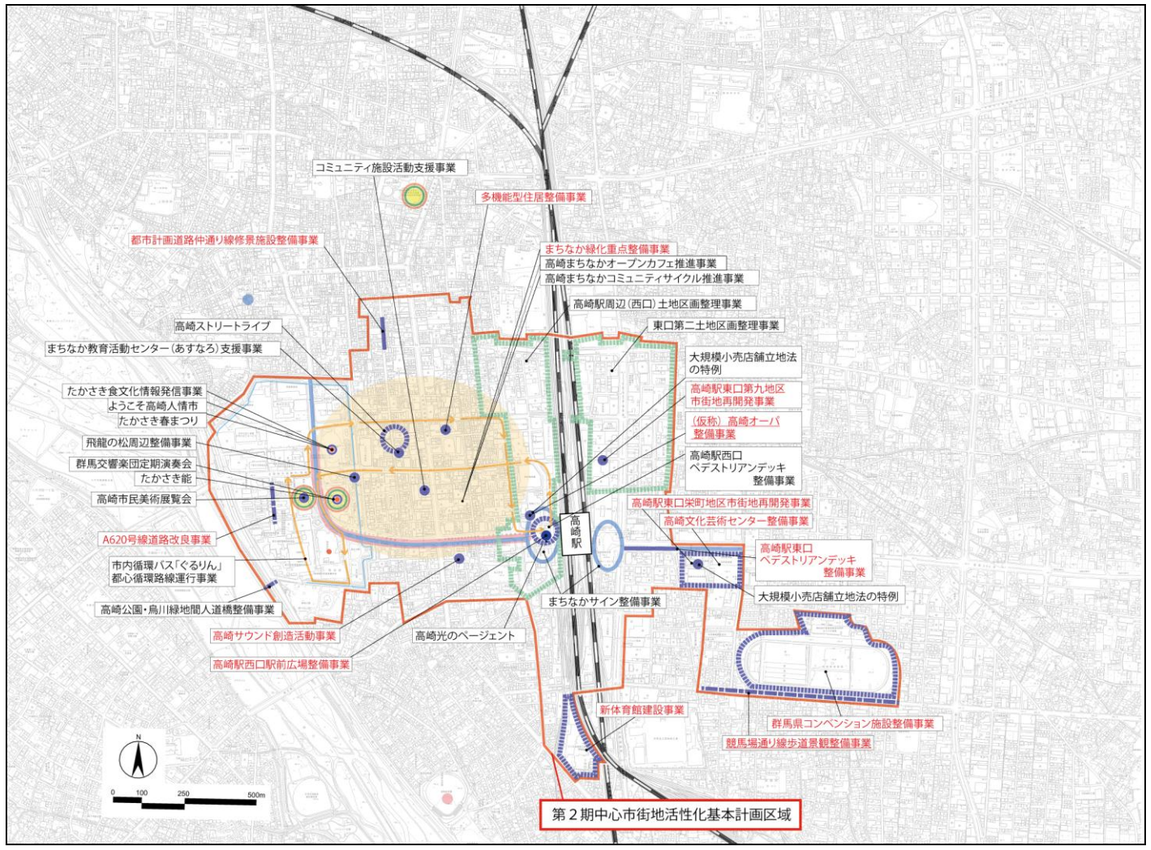

凡例

- 第２期中心市街地活性化基本計画区域（約175ha）
- 各事業の事業箇所

<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル（もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場）
- 高崎えびす講市（中心市街地と高崎神社境内）
- 高崎マーチングフェスティバル（シンフォニーロード、城南野球場など）
- 企画文化事業（群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー）
- 高崎音楽祭（群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー）
- 高崎映画祭（高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー）

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策資金融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第２期）策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

（１）～（４）略

（５）中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 18 日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第 2 期基本計画の策定では、平成 25 年 10 月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成 26 年 1 月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 （平成 25 年 10 月 7 日）	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画（素案）について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 （平成 26 年 1 月 9 日）	基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 （平成 27 年 1 月 23 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 1 月 18 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 9 月 7 日） （平成 28 年 10 月 3 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 29 年 8 月 31 日）	第 2 期基本計画の変更について

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

（１）～（４）略

（５）中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 18 日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第 2 期基本計画の策定では、平成 25 年 10 月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成 26 年 1 月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 （平成 25 年 10 月 7 日）	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画（素案）について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 （平成 26 年 1 月 9 日）	基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 （平成 27 年 1 月 23 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 1 月 18 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 9 月 7 日） （平成 28 年 10 月 3 日）	第 2 期基本計画の変更について
新規追加	新規追加

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

平成 29 年 9 月 1 日現在
（順不同・敬称略）

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の向上	法第 15 条第 1 項関係（商工会議所）	高崎商工会議所	会頭	原　浩一郎	会長
			専務理事	矢澤敏彦	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の増進	法第 15 条第 1 項関係（中心市街地整備推進機構）	一財）高崎市都市整備公社	専務理事	植原　隆	副会長
市街地の整備改善	法第 15 条第 4 項関係（市等）	高崎市	商工観光部長	齋藤達也	
			都市整備部長	川嶋昭人	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係（商業者）	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		㈱スズラン高崎店	執行役員店長	渡辺　剛	
公共交通機関の利便増進	法第 15 条第 4 項関係（交通事業者）	東日本旅客鉄道㈱	執行役員 高崎支社長	百瀬　孝	
関係行政機関	法第 15 条第 7 項関係（治安・防災）	高崎警察署	署長	神野明男	
	法第 15 条第 7 項関係（関係行政機関）	群馬県産業経済部商政課	課長	角田淑江	
地域経済代表	法第 15 条第 8 項関係（地域経済）	高崎信用金庫	理事長	新井久男	
地域メディア	法第 15 条第 8 項関係（地域メディア）	㈱ラジオ高崎	代表取締役社長	菅田明則	
観光	法第 15 条第 8 項関係（観光）	一社）高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

※法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者
※法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村
※法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者
※法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者
（6）略

１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
（1）～（3）略
（4）都市機能の集積のための事業等
4 から 8 に掲載した事業のうち、都市機能の集積に特に資する事業は、次のとおりです。
■都市機能の集積に資する事業

分類	事業名	事業概要

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

平成 28 年 9 月 1 日現在
（順不同・敬称略）

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の向上	法第 15 条第 1 項関係（商工会議所）	高崎商工会議所	会頭	原　浩一郎	会長
			専務理事	矢澤敏彦	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の増進	法第 15 条第 1 項関係（中心市街地整備推進機構）	一財）高崎市都市整備公社	専務理事	清水　薫	副会長
市街地の整備改善	法第 15 条第 4 項関係（市等）	高崎市	商工観光部長	齋藤達也	
			都市整備部長	小野里つよし	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係（商業者）	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		㈱スズラン高崎店	執行役員店長	渡辺　剛	
公共交通機関の利便増進	法第 15 条第 4 項関係（交通事業者）	東日本旅客鉄道㈱	執行役員 高崎支社長	黒岩雅夫	
関係行政機関	法第 15 条第 7 項関係（治安・防災）	高崎警察署	署長	小林政夫	
	法第 15 条第 7 項関係（関係行政機関）	群馬県産業経済部商政課	課長	上原英之	
地域経済代表	法第 15 条第 8 項関係（地域経済）	高崎信用金庫	理事長	新井久男	
地域メディア	法第 15 条第 8 項関係（地域メディア）	㈱ラジオ高崎	代表取締役社長	菅田明則	
観光	法第 15 条第 8 項関係（観光）	一社）高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

※法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者
※法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村
※法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者
※法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者
（6）略

１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
（1）～（3）略
（4）都市機能の集積のための事業等
4 から 8 に掲載した事業のうち、都市機能の集積に特に資する事業は、次のとおりです。
■都市機能の集積に資する事業

分類	事業名	事業概要

市街地の整備改善	地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。
	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、商業・オフィスビルを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。
	~~（仮称）~~高崎オーパ整備事業	既存のビブレを閉店、解体し、新たに~~（仮称）~~高崎オーパを整備し、広域からの集客向上と商業拠点の機能強化を図る。
都市福利施設の整備	地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲	
	新体育館建設事業	市民の健康増進とともに全国レベルの大会が開催できる施設とし、スポーツを通じて賑わいと集客力の向上を図る。
	群馬県コンベンション施設整備事業	平成 16 年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、国際会議に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。 整備により展示会や見本市など、新たな産業振興が図られる。
居住環境の整備	多機能型住居整備事業	多機能型住居（子ども預かり施設、地域包括支援センター、長寿センター、多世代交流施設、学生・研究者向け住宅、中高年向け住宅など）を整備し、中心市街地の交流と賑わいの向上を図る。
商業の活性化	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲	
	~~（仮称）~~高崎オーパ整備事業 ※再掲	
一体的推進	市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業	中心市街地内の商業施設や公共施設の利用促進を図るために、中心市街地に来街する市民などがエリア内を回遊し、長く滞在させることを目的とした「都心循環線」を運行する。

１１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項　略

１２．認定基準に適合していることの説明　略

市街地の整備改善	地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。
	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、商業・オフィスビルを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。
	（仮称）高崎オーパ整備事業	既存のビブレを閉店、解体し、新たに（仮称）高崎オーパを整備し、広域からの集客向上と商業拠点の機能強化を図る。
都市福利施設の整備	地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲	
	新体育館建設事業	市民の健康増進とともに全国レベルの大会が開催できる施設とし、スポーツを通じて賑わいと集客力の向上を図る。
	群馬県コンベンション施設整備事業	平成 16 年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、国際会議に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。 整備により展示会や見本市など、新たな産業振興が図られる。
居住環境の整備	多機能型住居整備事業	多機能型住居（子ども預かり施設、地域包括支援センター、長寿センター、多世代交流施設、学生・研究者向け住宅、中高年向け住宅など）を整備し、中心市街地の交流と賑わいの向上を図る。
商業の活性化	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲	
	（仮称）高崎オーパ整備事業 ※再掲	
一体的推進	市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業	中心市街地内の商業施設や公共施設の利用促進を図るために、中心市街地に来街する市民などがエリア内を回遊し、長く滞在させることを目的とした「都心循環線」を運行する。

１１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項　略

１２．認定基準に適合していることの説明　略